

持ち下げ供出および起動費の扱いに関する 対応について

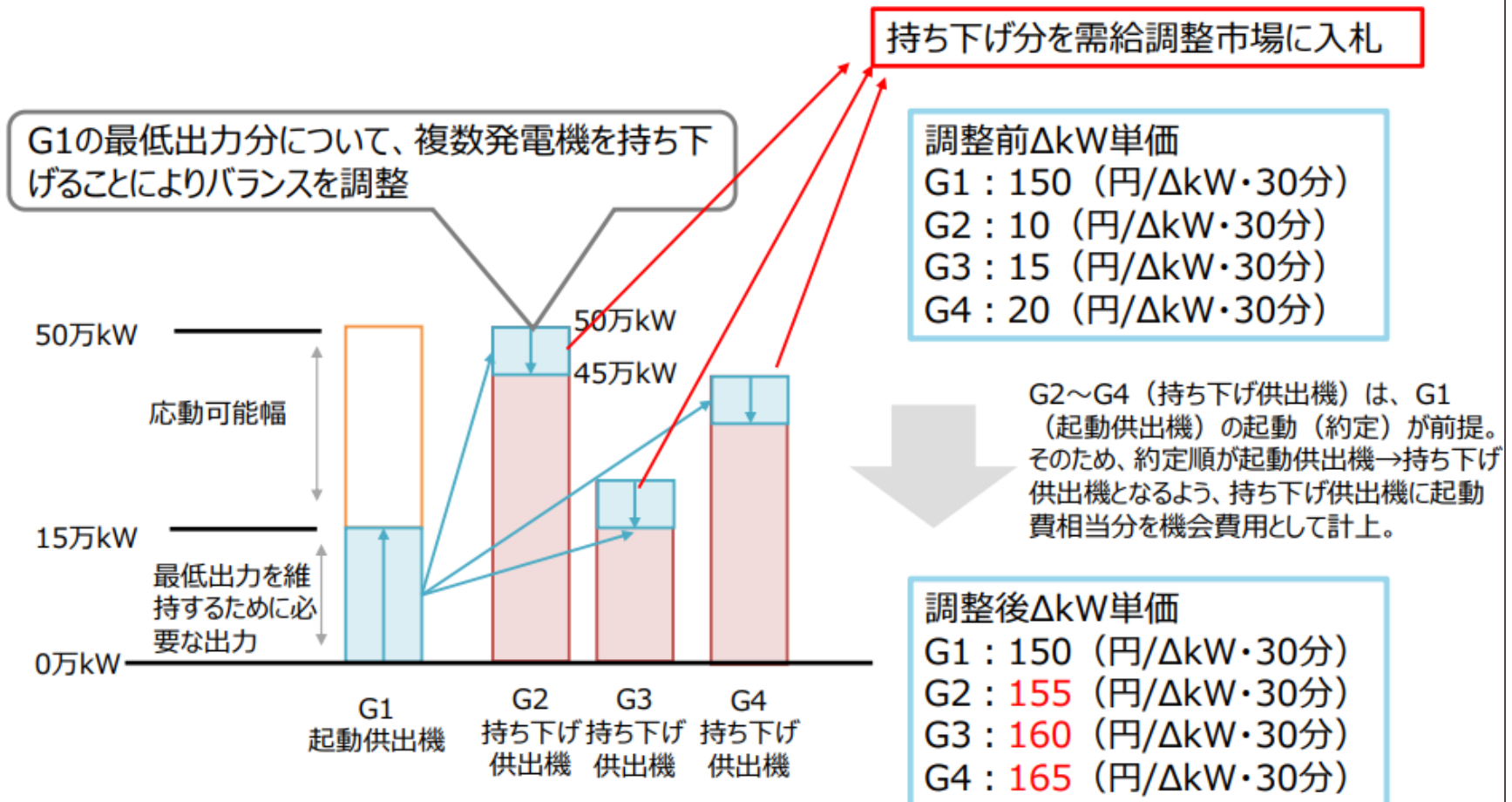
2023年2月22日

1. 本資料の位置付け

- ✓ 第79回 制度設計専門会合（2022/11/25）にて、持ち下げ供出および起動費の扱いについて整理されました。
- ✓ 持ち下げ供出および起動費の精算方法について、電力・ガス取引監視等委員会を含めて、一般送配電事業者で詳細議論を進めた結果、2023年度より運用開始可能な日途が立ちましたので、本資料にて概要や精算方法についてご説明いたします。
- ✓ 起動供出機の約定を前提として入札単価を補正のうえ入札する場合、または入札単価に起動費を含めて入札する場合、あらかじめ属地の一般送配電事業者と「持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書」を締結していただきます。
- ✓ 2023年2月現在**属地の一般送配電事業者と需給調整市場に関する契約を締結している取引会員さまにつきましては、属地の一般送配電事業者から協議のご連絡を申し上げます。**
- ✓ なお、**取引規程（需給調整市場）の改定が2023年4月1日以降となる場合も、本件に関する整理を遡及適用する内容の覚書を締結していただきます。**

第78回制度設計専門会合
資料3より抜粋

事業者Aにおける追加起動供出に伴う発電持ち下げ機の供出のイメージ



- ✓ 需給調整市場に起動供出機と持ち下げ供出機を供出する場合、**約定後、持ち下げ供出機のコストを反映した ΔkW 単価になるように精算を行います。**

第79回制度設計専門会合
資料3より抜粋

持ち下げ供出の扱いに関する整理（案）

- **需給調整市場に対して起動供出機を供出し、同時に持ち下げ供出機も供出する場合、持ち下げ供出機の入札価格の考え方を整理する必要がある。**
- 持ち下げ供出の扱いに関しては、以下の整理としてはどうか。
- なお、需給調整市場ガイドラインは、需給調整市場における考え方を示すものであることから、 **ΔkW 単価の具体的な清算方法等については、取引規程（需給調整市場）もしくは事業者間での契約書等に記載することが望ましいのではないか。**

持ち下げ供出機の入札価格について

- 持ち下げ供出機の約定のためには、起動供出機の約定が前提であるため、起動供出機の約定価格以上の入札価格で持ち下げ供出機の入札価格を作成することを可能とするが、**約定後、持ち下げ供出機のコストを反映した ΔkW 単価になるよう、当事者間で適切な費用を清算する。**
- 持ち下げ供出機のコストを反映した単価は、逸失利益（機会費用）、一定額等（等は売買手数料）から算定し、起動供出機のコストを含めないものとする。

- ✓ 需給調整市場に起動費を計上して入札・約定し、**実需給時まで不起動しなかった場合には、一般送配電事業者との間で起動費の精算を行います。**

起動費等の扱いに関する整理（案）

第79回制度設計専門会合
資料3より抜粋

- 起動費等の扱いに関して、以下の整理としてはどうか。
- なお、需給調整市場ガイドラインは、需給調整市場における考え方を示すものであることから、**発電事業者から一般送配電事業者に費用を返還する際の詳細な方法等については、取引規程（需給調整市場）もしくは事業者間での契約書等に記載することが望ましいのではないか。**
- 加えて、第69回制度設計専門会合（本年1月）において整理した、**原則、起動費等の入札価格への反映は1回分までしか認めないこととし、1回分の起動費等を各入札ブロックに約定確率を考慮して按分するなど、入札事業者において工夫する点や、取り漏れが生じた起動費等については、当該年度の先々の取引において計上することを許容する点について、需給調整市場ガイドラインに明記してはどうか。**

実需給時まで不起動しなかったユニットの起動費の返還について

- 需給調整市場に起動費を計上して入札・約定（※）し、一般送配電事業者からの停止指令により**実需給時まで不起動しなかった場合には、一般送配電事業者との間で起動費を清算する。**また、**他エリアの一般送配電事業者が調達をした場合には、一般送配電事業者間で別途清算を行う。**

※約定後に電源差替えした場合は当該差替え電源が対象。

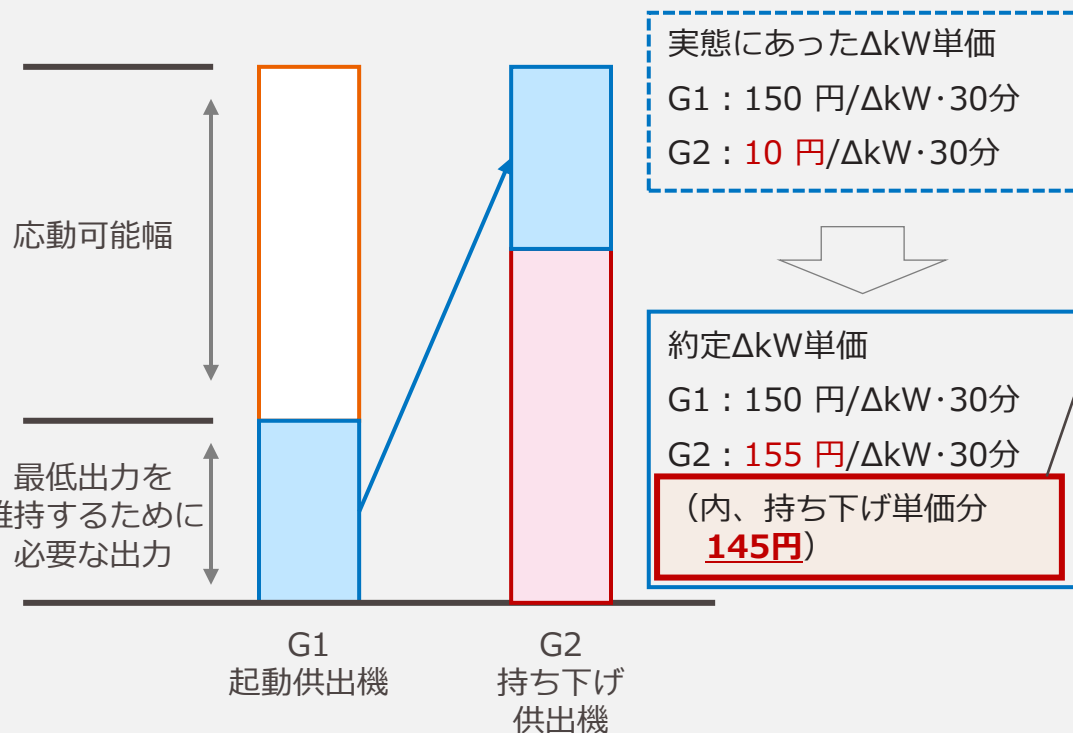
電源差替え時の価格について

- 電源を差替える場合、 **ΔkW 約定単価に関しては、差替え後のユニットに合わせた ΔkW 約定単価に変更する。**ただし、差替え後の ΔkW 約定単価は、差替え前の ΔkW 約定単価以下の値とする。

※ 電源差替え時の価格の変更については、取引会員においてシステム改修が必要な場合があるとのことであり、システム改修までは、事後清算を可とする。

- ✓ 持ち下げ供出および起動費の扱いに関する整理について、一般送配電事業者では取引会員さまの入札価格の中に含まれる、持ち下げ供出を加味して上乗せした単価（以下、「持ち下げ単価分」）および起動費相当分の単価（以下、「起動費単価分」）が判別できません。
- ✓ そのため、**取引会員さまの入札価格に含まれる持ち下げ単価分および起動費単価分を一般送配電事業者へご報告いただき、精算することといたします。**
- ✓ 本資料では、2022年度の業務フローから変更となる点を中心にご説明いたします。（全体業務フローについては別紙をご参照ください。）

持ち下げ供出の場合



起動費の場合

入札価格に含まれる内訳単価をご報告いただく

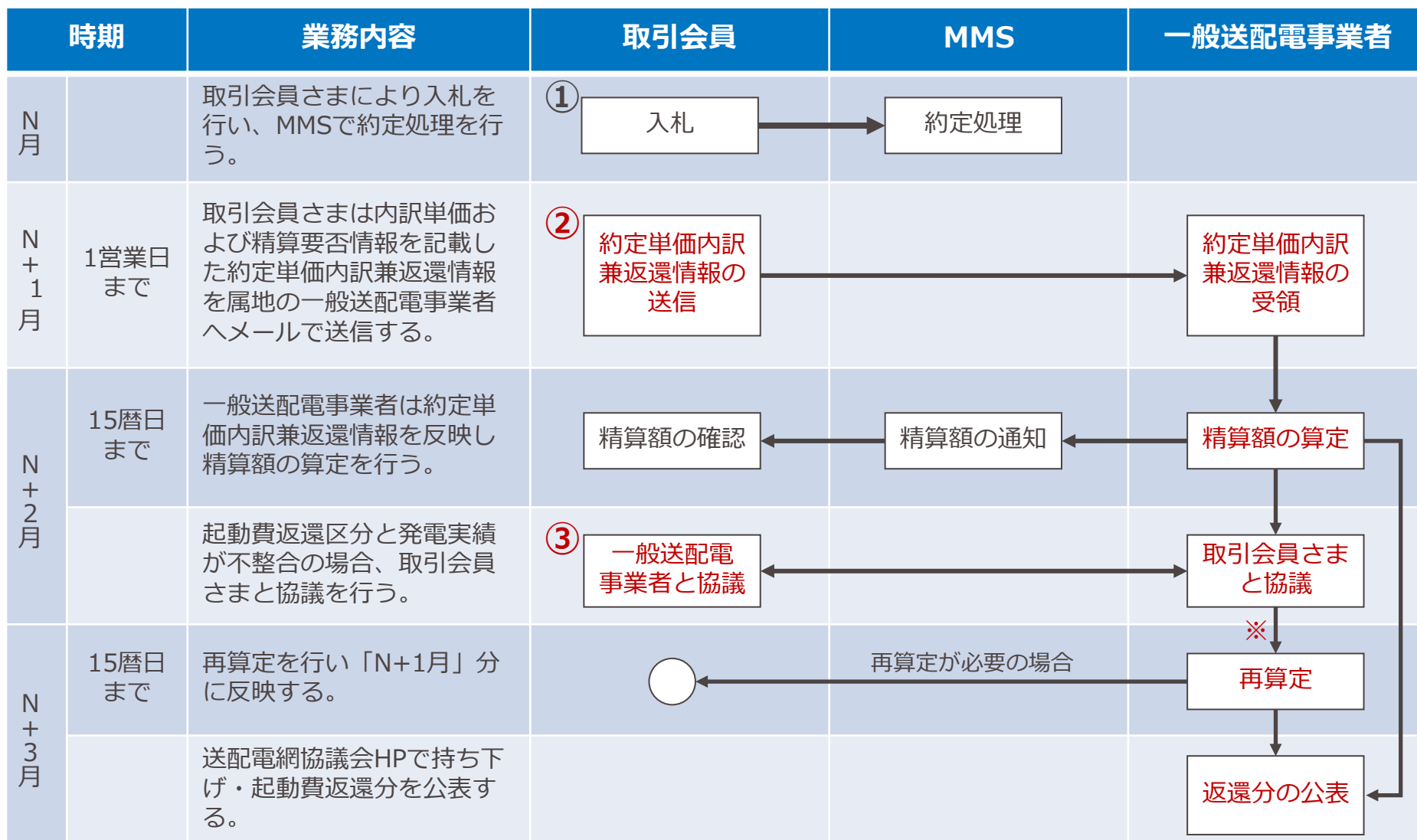
約定 Δ kW単価
100 円/ Δ kW・30分
内、起動費単価分 20円

約定 Δ kW単価

起動費

3-2. 全体業務フロー

- ✓ 2023年度からシステム対応までの暫定業務フローは以下のとおりです。（朱記が変更点）
- ✓ フロー内 ①～③の内容については、次頁でご説明します。



※約定単価内訳兼返還情報と発電実績が不整合の場合

No.	取引会員さまの 業務	内容・変更点
①	入札	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 入札時点で取引会員さまの内訳単価は確定しているため、持ち下げ単価分および起動費単価分を含んだ価格で入札する場合は、入札時点で内訳単価をMMSに登録していただきます。 ✓ ただし、2023年度の運用開始時点では需給調整市場システム（MMS）の改修が完了していないため、<u>改修までの期間は、入札時点での内訳単価のご報告は不要</u>とします。 ✓ 改修時期に関して目途がたちましたら取引会員さまへご連絡いたします。
②	約定単価内訳 兼返還情報の 送信	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取引会員さまは、約定実績のうち持ち下げ単価分および起動費単価分が含まれた返還対象について、約定単価内訳兼返還情報を<u>実需給の翌月1営業日までに属地エリアの一般送配電事業者へメールで送信していただきます</u>。 ✓ なお、約定単価内訳兼返還情報として以下の内容をご報告いただきます。 約定番号・約定識別ID・約定年月日・開始コマ・系統コード・エリアコード・約定価格・持ち下げ単価分・起動費単価分・持ち下げ返還区分・起動費返還区分
③	一般送配電 事業者との 協議	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取引会員さまに提出いただく起動費返還区分と一般送配電事業者にて保有している取引会員さまの発電実績の情報が不整合の場合、協議を行います。 ✓ 協議を行った結果、<u>再算定が必要となった場合は「N+3月」に「N+1月」分の料金と合わせて再算定を行います</u>。

✓ 本整理に関する用語については、以下のとおり定義しております。

No	用語	定義
1	持ち下げ単価分	<p>持ち下げ供出機※1のΔ kWの入札単価のうち、持ち下げ供出機の入札単価を起動供出機※2の入札単価を上回らせることを目的として、関係規程類において望ましいとされる入札価格から算出される入札単価に加算した30分あたりの単価 (単価の単位は円/キロワットとし、銭単位までとする)</p> <p>※1 入札時点で、起動供出機の最低出力を維持するために実需給において出力を下げることを計画していた単独発電機または各リスト・パターン(発電リソースを用いる場合)</p> <p>※2 入札時点で、Δ kWを供出するために実需給において起動することを計画していた単独発電機または各リスト・パターン(発電リソースを用いる場合)</p>
2	起動費単価分	<p>Δ kWの入札単価のうち、当該単独発電機または各リスト・パターン(発電リソースを用いる場合)の起動に係る費用の30分あたりの単価 (単価の単位は円/キロワットとし、銭単位までとする)</p>
3	持ち下げ返還区分	<p>持ち下げ単価分を含んだ単価で持ち下げ供出機が約定した場合の、取引会員さまがブロックごとに返還が必要なときに返還要否を付与する区分</p>
4	起動費返還区分	<p>起動費単価分を含んだ単価で単独発電機または各リスト・パターン(発電リソースを用いる場合)が約定し、当該単独発電機または各リストパターン(発電リソースを用いる場合)が提供期間に起動しなかった場合の、取引会員さまがブロックごとに返還が必要なときに返還要否を付与する区分</p>
5	約定単価内訳兼返還情報	<p>取引会員さまから持ち下げ単価分・起動費単価分の返還が必要な場合に、属地の一般送配電事業者へ提出する情報 (約定番号、約定識別ID、約定年月日、開始コマ、系統コード、エリアコード、約定価格、持ち下げ単価分、起動費単価分、持ち下げ返還区分、起動費返還区分)</p>

【前スライドの続き】

No	用語	定義
6	返還分控除後単価	「MMS約定単価 - (持ち下げ単価分 + 起動費単価分)」により算出される単価
7	返還分控除後約定料金	「返還分控除後単価 × ΔkW約定量」により算出される料金
8	持ち下げ・起動費返還分	「約定料金 - 返還分控除後約定料金」により算出される料金
9	返還分控除後ペナルティ料金	返還分控除後約定料金をもとに算定したペナルティ料金

【単価名称イメージ図】

